

## くらし

インフォメーション

## もよおし

### ◆高次脳機能障害者家族交流会 開催のお知らせ

高次脳機能障害者のご家族の皆さま、ご自身の経験や気持ちを誰かに話したり、他の方のお話を一緒に聞いてみませんか。日々の生活での工夫や心がけていることについて、語り合いましょう。

●とき 2月27日(金)午後1時～午後3時

●対象 高次脳機能障害者(疑いを含む)の家族

●申込期限 2月20日(金)

電話または二次元コードからお申し込  
みください。



問 宮城県仙台保健福祉事務所  
母子・障害第二班  
電話 365-3153

### ◆4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいもの置かない。
- ③コンロを使う時には、火のそばを離れない。
- ④電気コンセント付近はほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

### ◆6つの対策

- ①ストーブやコンロ等は、安全装置の付いた機器を使用する。
- ②住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検を行う。
- ③家庭内の部屋を整理整頓し、寝具およびカーテンは防炎品を使用する。
- ④消火器を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と方法を確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### ◆行政書士会塩釜支部

#### 無料相続相談会

2月2日(月)～2月13日(金)午前9時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝日除く)

●とき 2月21日(土)午前10時～午後3時

●費 用 無料(予約優先)  
問 行政書士会塩釜支部 伊藤

080-11687-6450

### ◆消防からのお知らせ

#### 消防からのお知らせ

##### 3月1日から運用開始

冬から春にかけては空気が乾燥し、風が強くなるなど、林野火災が発生しやすい季節です。林野火災を未然に防ぐため、当組合では【林野火災注意報】および【林野火災警報】の運用を開始します。

●林野火災注意報  
林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合に【林野火災注意報】を注意報の発令中は、町内にいる皆さま

には火災予防条例に定める【火の使用の制限】について努める義務が生じます。注意報よりもさらに林野火災の予防上、危険な気象状況が確認された場合には【林野火災警報】を発令します。警報の発令中は【火の使用の制限】に従う義務があり、これに違反した場合は罰則の対象となる場合があります。

◆火の使用の制限について  
①山林、原野等において火入れしないこと。  
②屋外で火遊びやたき火をしないこと。  
③たばこの吸い殻などを適切に処理すること。  
その他にも制限がありますので、詳しくは当組合ホームページをご確認ください。林野火災を防ぐため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 塩釜地区消防事務組合消防本部 予防課  
電話 361-1617

### ◆住宅用火災警報器の設置・点検をお願いします

#### 12月の事故火災【町内】

○交通事故	前年度同期
○火災	前年度同期
( ) 内は1月からの累計	

●春の火災予防運動が行われます  
3月1日(日)から3月7日(日)  
●ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用するなど、火災の発生を未然に防ぎ、また、住宅火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換します。  
●住宅防火 いのちを守る10のポイント  
●林野火災注意報  
林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合に【林野火災注意報】を発令します。